

第6表 地方公共団体における障害者の在職状況

(1) 法定雇用率2.1%が適用される地方公共団体

(神奈川県内)

(平成20年6月1日現在)

区 分	① 機関の数	② 職員数	③ 障害者数	④ 実雇用率 ③÷②× 100	⑤ 法定雇用 率達成企 業数	⑥ 法定雇用 率達成企 業の割合
県の機関	機関 5	人 12,431	人 371	% 2.98	機関 5	% 100.0
	(5)	(12,561)	(367)	(2.92)	(5)	(100.0)
市町村の機関	34	66,517	1,583	2.38	25	73.5
	(35)	(66,706)	(1,582)	(2.37)	(28)	(80.0)
合 計	39	78,948	1,954	2.48	30	76.9
	(40)	(79,267)	(1,949)	(2.46)	(33)	(82.5)

(2) 法定雇用率2.0%が適用される県等の教育委員会

(神奈川県内)

(平成20年6月1日現在)

区 分	① 機関の数	② 職員数	③ 障害者数	④ 実雇用率 ③÷②× 100	⑤ 法定雇用 率達成企 業数	⑥ 法定雇用 率達成企 業の割合
教育委員会	機関 1	人 22,950	人 334	% 1.46	機関 0	% 0.0
	(2)	(22,023)	(323)	(1.47)	(1)	(50.0)

注 1 障害者数とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の合計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

2 法定雇用率2.0%が適用される機関とは都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

3 法定雇用率2.1%が適用される機関とは上記2以外の機関である。

4 ()内は平成19年6月1日現在の数値である。